

「地域経済団体」の再評価？！

桑 原 武 志
 (大阪経済大学)
 (経済学部准教授)



産業集積には、中小企業だけでなく、中小企業団体中央会、商工会議所・商工会、民主商工会、中小企業家同友会、事業協同組合、商工組合等の多くの「地域経済団体」が存在し、さまざまな活動を展開している。例えば、2002年、東大阪の中小企業約40社が集まって結成された東大阪宇宙関連開発研究会を母体として東大阪宇宙開発協同組合が設立され、小型人工衛星を開発し、2009年1月に「まいど1号」の打ち上げに成功したことはよく知られている。こういった事業協同組合による共同開発・共同受注といった活動を含め、「地域経済団体」は、一般に、①団体構成員への支援機能、②生産調整等のカルテル機能、③政治・行政への圧力団体機能、④行政からの施策・情報紹介機能、⑤政策立案・実行過程に関わっていく機能、⑥工業地域を守る機能等がある（地域経済団体の活動やその機能については、桑原[2004]「地区別工業会の機能」植田浩史編『縮小時代の産業集積』創風社を参照）。

最近、中小企業が多い地域では、「地域経済団体」が積極的に関わって、中小企業振興基本条例が制定されている（これは、上記「地域経済団体」の機能でいえば、⑤・⑥の機能にあたるといえよう）。例えば、東大阪地域の大阪府大東市では、行政主導ながらも、大阪府中小企業家同友会（後に大東支部）が積極的に関わりながら、2011年に「大東市地域産業振興基本条例」が制定された。

もともと、大阪府下では、中小企業振興基本条例を制定している自治体はほとんどなく、2001年に八尾市が「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」を制定したのが最も古い。そのような大阪府下で、2009年以降、中小企業振興基本条例を制定する自治体が増えている。2012年7月現在、9自治体（大阪府、府下33市のうち8市）で制定済みで、1市で検討中である（表参照）。全国で見ると、1999年に中小企業基本法が改正され、第6条で地方自治体に中小企業に対する施策を策定・実施する責務があることが明記されて以降、とくに市町レベルで多く中小企業振興基本条例が制定されていることがわかる（植田浩史[2007]『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社、岡田知弘等[2010]『中小企業振興条例で地域をつくる』

表 大阪府下自治体の中小企業振興基本条例等制定状況

2001年	八尾市	「八尾市中小企業地域経済振興条例」
2009年	吹田市	「吹田市産業振興条例」
	枚方市	「枚方市産業振興基本条例」
2010年	大阪府	「大阪府中小企業振興基本条例」
2011年	大阪市	「大阪市中小企業振興基本条例」
	大東市	「大東市地域産業振興基本条例」
	八尾市	「八尾市中小企業地域経済振興条例」改正
2012年	岸和田市	「岸和田市中小振興基本条例」
	貝塚市	「貝塚市商工業振興条例」
	泉南市	「泉南市商工業振興基本条例」
検討中	東大阪市	「(仮称)中小企業振興条例」

出所) 筆者が各自治体HPより作成。2012年7月現在。

自治体研究社、45～46頁参照)。この条例は「理念条例」であり、自治体による中小企業振興の理念、施策の方針、自治体の役割等を内外に示したものである。

中小企業振興基本条例にはいくつかの傾向がみられるが、ここではそのうちの2つを紹介したい。第1に、中小企業振興基本条例には、A行政主導型とB地域経済団体主導型という2つのタイプがあるように見受けられる。例えば、先に紹介した大阪府大東市はAタイプにあたるが、大阪府吹田市はBタイプで、吹田民主商工会や吹田商工会議所、大阪府中小企業家同友会吹田支部が行政との協議を進めながら条例が策定・制定された。このような事例は、北海道釧路市等全国では結構多くみられる。第2に、最近の中小企業振興基本条例では「(地域)経済団体」の役割を明記しているものが増えてきている。例えば、「吹田市産業振興条例」第7条では、経済団体等の役割について、「経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。」とされている。他の条例をみても、同様の内容となっている。これらの傾向をどう考えればよいだろうか。

思うに、今、各地域で、「地域経済団体」の役割が再評価されているのではないか。もともと、明治時代以降、日本の中小企業政策では、中小企業の組織化が中小企業政策の3本柱の1つとして認識され講じられてきたし(例えば「重要輸出品工業組合法」(1925年制定)等)、それは1963年中小企業基本法体制でも継続された(「中小企業等協同組合法」(1949年制定)等)。しかし、99年の基本法改正時に、「設立のために行政庁の認可及び登記が必要など柔軟な離合集散が困難である」、「組合員の資格が限定されていて、大学等研究機関や大企業が加入できない」といった従来からの組合の問題点が指摘され、中小企業による「交流・連携」(99年中小企業基本法第16条)といった異業種の中小企業による緩やかな組織が重視され、しかも特にそれらによる新規産業創造が期待されるようになっていった(中小企業庁編[1999]『中小企業政策の新たな展開』同友館、93～114頁)。しかし、そのような見方は、三井が指摘するようにあまりに一面的過ぎるように思われる(三井逸友[2012]「中小企業の組合団体をどのように評価するのか」三井逸友編『21世紀中小企業の発展過程』同友館)。

もちろん、従来からの組合が抱えていた組織の柔軟性がないといった問題点は確かに存在するし、組合員の脱退・減少による活力喪失といった問題もある。しかし、冒頭に紹介した事業協同組合による小型人工衛星開発や中小企業振興基本条例策定・制定時の「地域経済団体」の動きから考えると、従来からの組合にも様々な可能性はあるし、経済団体の多くの活動の中で新規産業創造を特に重視するのはあまりに狭い見方だといえよう。グローバル経済の影響力が増している現在、中小企業は、個々の努力だけでは乗り切ることができない厳しい状況に置かれている。そのため、中小企業の集団である「地域経済団体」による共同の取り組みが重要になる。とくに、学習活動、構成員の信頼関係(ソーシャル・キャピタル=社会関係資本)構築・醸成、(単なる行政への圧力活動だけでなく)施策の立案・提案といった活動は、地域活性化につながるものであり、三井が指摘するように多分に「社会性」・「公益性」を有するものである(前掲三井128～129頁)。このことから「地域経済団体」の役割・意義はより重要性を増してくるといえよう。